

御霊宝虫弘大法会の砌（平成27年4月6日）

宗祖日蓮大聖人、『聖愚問答抄』にのたまわく、

愚人云はく、日本六十余州人替はり法異なりといへども、或は念仏者或は真言師或は禪或は律、誠に一人として謗法ならざる人はなし。然りと雖も人の上沙汰してなにかせん。只我が心中に深く信受して、人の誤りをば余所の事にせんと思ふ。聖人示して云はく、汝が言ふ所実にしかなり。我も其の義を存ぜし処に、経文には或は不惜身命とも或は寧喪身命とも説く。何故にかやうには説かるゝやと存ずるに、只人をはゞからず経文のまゝに法理を弘通せば、謗法の者多からん世には必ず三類の敵人有りて命にも及ぶべしと見えたり。其の仏法の違目を見ながら我もせめず国主にも訴へずば、教へに背きて仏弟子にはあらずと説かれたり。涅槃経第三に云はく『若し善比丘あつて法を壊らん者を見て置いて呵責し駈遣し拳処せずんば、当に知るべし是の人は仏法中の怨なり。若し能く駈遣し呵責し拳処せば、是我が弟子真の声聞なり』と。此の文の意は仏の正法を弘めん者、経教の義を悪しく説かんを聞き見ながら我もせめず、我が身及ばずば国主に申し上げても是を対治せずば、仏法の中の敵なり。若し経文の如くに、人をもはゞからず、我もせめ、国主にも申さん人は、仏弟子にして真の僧なりと説かれて候。されば仏法中怨の責めを免れんとて、かやうに諸人に悪まるれども命を釈尊と法華経に奉り、慈悲を一切衆生に与へて、謗法を責むるを心えぬ人は口をすくめ眼を瞋らす。汝実に後世を恐れば身を輕しめ法を重んぜよ。是を以て章安大師云はく『寧ろ身命を喪ふとも教を匿さざれとは、身は軽く法は重し身を死して法を弘めよ』と。此の文の意は身命をばほろぼすとも正法をかくさざれ。其の故は身はかろく法はおもし、身をばころすとも法をば弘めよとなり」（御書四〇四鈔）

本日は、恒例の総本山御霊宝虫弘大法会を奉修いたしましたところ、法華講大講頭・法華講連合会委員長・永井藤蔵氏をはじめ、国内外より代表の御信徒各位には多数、御登山され、御報恩の法会を執り行うことができまして、まことに有り難く、厚く御礼申し上げます。

さて本日は、ただいま拝読申し上げた『聖愚問答抄』の一節について少々申し上げたいと存じます。

ただいま拝読申し上げた『聖愚問答抄』は、文永五（一二六八）年、日蓮大聖人四十七歳の時の御述作にして、上下二巻となっております。

対告衆については明らかではありませんが、当時の知識階級である武士を中心として説かれたものであろうことは、全体の文章を通じて推測することができます。

本抄は題号の示す通り、聖人と愚者との問答体をもって、法華一乗に帰する次第が述

べられており、権実相對の上からこれらを明らかにしています。

上巻では、律宗、浄土宗、真言宗、禪宗等の主張を説く愚者に対して、知人が訪ねてきて前の説を破し、自宗を立てて信仰を勧めています。

愚者は、そのたびにその義に承服してきましたが、ついにどれが是か非かと迷い、法華經を聞くに及んで、はたして真実の法はなんであろうかと、自ら法華經の聖人を尋ねるのであります。

聖人は、法華經こそ已今当の三説に超過する最第一の法であると、浄土、真言の悪法を破折し、

「汝 實に道心あらば急いで先非を悔ゆべし」(御書三九四)

と述べられているのであります。

下巻におきましては、禪の立義りゅうぎを挙げて、その非を破折され、法華經に帰すべきであると説かれています。

愚人はこれらの説を聞き、真実の義を知りますが、先祖からの宗教を捨てるのは不忠不孝ではないか、また唱題修行があまり簡単なために、まことの出離の法であろうかなどとの疑問に対して、聖人は真実の孝養を教え、法華經の修行は折伏によることを述べ、また首題の妙法五字を受持する功德の深厚なることを明かされているのであります。

その結果、ついに愚人は妙法受持の人となり、今身こんじんより仏身に至るまで信心を退転することなく精進を誓うのであります。

以上が本抄の概略であります。本日拝読申し上げました箇所は、たとえ法華經を信ずといえども、折伏を行じなければ、謗法の者と共に悪道に墮ちると説かれているところであります。

初めに「愚人云はく、日本六十余州人替はり法異なりといへども、或は念仏者或は真言師或は禪或は律、誠に一人として謗法ならざる人はなし」と仰せですが、まず愚人の言葉として、日本国六十余州それぞれ、人は変わり道は異なっても、念仏者か、真言師か、禪宗か、律宗かのいずれかであって、一人として謗法でない者はいない、と仰せであります。

たしかに、今日的に見ても、創価学会をはじめ邪義邪宗の者は国土に充満し、まだまだ本宗に帰依している人々は少ない現状を見る時、私どもはこの言葉の重さを噛みしめ、一人でも多くの人に妙法を下種し、折伏していかなければならないと痛感するものであります。

次に「然りと雖も人の上沙汰してなにかせん。只我が心中に深く信受して、人の誤りをば余所の事にせんと思ふ」と仰せであります。愚人はそれ故、他人のことをかれこれ言ったところで、なんの詮もないことで、ただ自分の心のなかで正法を深く信受して、他人の誤りにはかかわらないことにしようと思っている、と言っているのであります。

この発想は、自分のことしか考えない、自分だけが成仏をすればよいという、いわゆる小乗的な考えであり、極めて利己的な思考であります。このような小乗の利己的な考えは、一切衆生をことごとく成仏に導くという大乘中の大乘たる法華經の精神からは遠く離れたものであり、この考えに固執こしゅうしている限り、真の幸せを築くことはできません。

次に「聖人示して云はく、汝が言ふ所實にしかなり。我も其の義を存ぜし処に、經文

には或は^{ふしやくしんみょう}不惜身命とも或は^{にようそう}寧喪身命とも説く」と仰せであります。愚人の考えに対して聖人が諭^{さと}して言うのには、あなたの言うことはまことにもっともである。私もそのように思っていたが、しかし、経文には「不惜身命」とも「寧喪身命」とも説かれている。

「不惜身命」とは法華經勸持品の御文で、身命を惜しまず、法華經を弘通することあります。「寧喪身命」とは「寧ろ^{むし}身命^{うしな}を喪うとも教^{かく}えを匿さざれ」ということで、これは涅槃經の文であります。たとえ身命を失うことがあっても、所説の教えに背いてはならないとの意であります。

すなわち、法華經は自行化他にわたる教えであり、己れだけが幸せになればよいというような小乘的な偏頗な考え方は、仏の教えに大きく反することになるとの仰せであります。

次に「何故^かにかやうには説^たかるゝやと存^{ぞん}ずるに、只人^{ただ}をはゞからず経文のまゝに法理を弘通せば、謗法の者多からん世には必ず三類の敵人有りて命にも及ぶべしと見えたり」と仰せであります。ではなぜ、かように説かれるかという、もし人を^{はばか}憚らず、経文の通り法理を弘通すれば、謗法の者が充満している世の中には必ず三類の強敵^{ごうてき}、すなわち俗衆増上慢・道門増上慢・僭聖増上慢が現れて、命にも及ぶことが起きるのであろうが、しかし「其の仏法の違目を見ながら我もせめず国主にも訴へずば、教へに背きて仏弟子にはあらずと説かれたり」と仰せであります。すなわち、しかりといえども、仏の教えの善悪を見ながら、知りながら、我れも責めず、国主へも訴えなかったならば、仏の教えに背き、仏弟子ではないと仰せであります。

つまり、間違った教えに対して何もせずにいることは、すなわち邪義邪宗の謗法の者に対して、ただ漠然と見ているだけで、糾^{ただ}しもしない、折伏もしないことは、仏の御制誠に背くことになり、そのような者は仏弟子には非ずと、厳しく仰せあそばされているのであります。

次に「涅槃經第三に云はく『若し善比丘あつて法を壊らん者を見て置いて呵責し駈遣し^{こしよ}挙^{まさ}処^こせずんば、当に知るべし是の人は仏法中の怨なり。若し能く駈遣し呵責し挙^こ処^{これ}せば、是我が弟子真の声聞なり』と」と示されます。ここでは、涅槃經の御文を挙げて、折伏をしない者は、なぜ仏弟子にも非ずと言うのかとの疑問に対して、答えられているのであります。

すなわち、涅槃經第三には「もし善比丘があつて、仏法を破る者を見て、置いて、呵責し、駈遣し、挙^こ処^{これ}しなければ、この人は仏法のなかの怨である。されど、もし能く駈遣し、呵責し、挙^こ処^{これ}する者は、これは真の我が弟子、真の声聞である」と仰せられているのであります。

呵責とは、呵かり責めること、相手の非を厳しく責めることであります。つまり、謗法を責めることであります。駈遣とは、追い払うこと、破仏法・正法誹謗の者を対治することあります。挙^こ処^{これ}とは、はっきりと罪過を挙げて糾明し、処断することあります。すなわち、法を破る者、謗法の者に対しては、破邪顕正の意義をもって厳しく対処しなければならぬと仰せられているのであります。

されば『阿仏房尼御前御返事』には、

「いふといはざるとの重罪免れ難し。云ひて罪のまぬかるべきを、見ながら聞きながら置いていましてめざる事、眼耳の二徳忽ちに破れて大無慈悲なり。章安の云はく『慈無くして詐り親しむは即ち是彼が怨なり』等云云」(同九〇六)

と、謗法に対しては、そのまま黙過することなく、その誤りを糾し、破折しなければならぬと仰せられているのであります。御文中「慈無くして詐り親しむは即ち是彼が怨なり」との御文意をよくよく拝すべきであります。

また『曾谷殿御返事』には、

「謗法を責めずして成仏を願はず、火の中に水を求め、水の中に火を尋ぬるが如くなるべし。はかなしはかなし。何に法華經を信じ給ふとも、謗法あらば必ず地獄にをつべし。うるし千ばいに蟹の足一つ入れたらんが如し。『毒氣深入、失本心故』とは是なり」(同一〇四)

と仰せであります。

ここでも、大聖人様は「謗法を責めずして成仏を願はず、火の中に水を求め、水の中に火を尋ぬるが如くなるべし」と仰せになっておられます。私どもは、いかに謗法を放置することが、仏様の教えに背き、誤りであるかをよく知り、邪義邪宗の者に対しては、常に慈悲の折伏を行すべきであります。

また『妙法比丘尼御返事』には、

「仏法の中には仏いまして云はく、法華經のかたきを見て世をはざかり恐れて申さずば釈迦仏の御敵、いかなる智人善人なりとも必ず無間地獄に墮つべし」(同一二六二)

と仰せであります。謗法の破折なくして真の成仏はなく、謗法を見ておいて、そのままにしておくことは「いかなる智人善人なりとも必ず無間地獄に墮つべし」と厳しく御制誡あそばされていることを、よくよく銘記すべきであります。

次に「此の文の意は仏の正法を弘めん者、經教の義を悪しく説かんを聞き見ながら我もせめず、我が身及ばずば国主に申し上げても是を対治せずば、仏法の中の敵なり。若し經文の如くに、人をもはざからず、我もせめ、国主にも申さん人は、仏弟子にして真の僧なりと説かれて候」と仰せであります。「此の文の意」すなわち、前文に挙げた涅槃經の御文の意は、仏の正法を弘めようとする者は、經教について誤り説く者を、聞きながら見ながら黙過し、自らもこれを破折せず、もし自分ではできなければ、国主に申し上げても対処しなければ、仏法のなかの敵となる、と仰せであります。反対に、もし經文の如くに、人も憚らず、知らぬふりなどせず、自らもこれを責め、国主に訴える人こそ、仏弟子にして、真の僧であると説かれているのであります。

されば『法華初心成仏抄』には、

「末法の世には、無智の人に機に叶ひ叶はざるを顧みず、但強ひて法華經の五字の名号を説いて持たすべきなり。其の故は釈迦仏、昔不輕菩薩と云はれて法華經を弘め給ひしには、男・女・尼・法師がおしなべて用ひざりき。或は罵られ毀られ、或は打たれ追はれ、一しなならず、或は怨まれ嫉まれ給ひしかども、少しもこりもなくして強ひて法華經を説き給ひし故に今の釈迦仏となり給ひしなり」(同一三一五)

と仰せであります。

釈尊ならびに不輕菩薩がそうであったように、法を弘めるに当たっては、様々な難に値うことは必定であります。否、むしろ難が現れてくることは、その法が正しいからであり、間違った教えでは、魔も驚きもしませんし、騒ぎもしません。また、襲ってもきません。私どもの信心が正しいからこそ、様々な難が襲ってくるのであります。

故に『兄弟抄』には、

「此の法門申すには必ず魔出来すべし。魔競はずば正法と知るべからず。第五の巻に云はく『行解既に勤めぬれば三障四魔紛然として競ひ起こる、乃至随ふべからず畏るべからず。之に随へば將に人をして悪道に向かはしむ、之を畏れば正法を修することを妨ぐ』等云云。此の釈は日蓮が身に当たるのみならず、門家の明鏡なり。謹んで習ひ伝へて未来の資種とせよ」(同九八六)

と仰せられているのであります。

私どもは「魔競はずば正法と知るべからず」との御金言をしっかりと心肝に染め、いかなる大難が競い起きようが決然として魔を打ち払い、折伏を行じていく時、必ず転迷開悟の大功德を享受し、即身成仏の本懐を成就することができるのであります。

「されば仏法中怨の責めを免れんとて、かやうに諸人に悪まるれども命を釈尊と法華經に奉り、慈悲を一切衆生に与へて謗法を責むるを心えぬ人は口をすくめ眼を瞋らす」と仰せであります。されば「仏法中怨」すなわち、仏法のなかの怨であるとの責めを逃れようと思うならば、多くの人に憎まれても、命を仏様と法華經に奉り、慈悲を一切衆生に与えて、謗法の者を責めなければならないのであります。

もちろん、一向に謗法を責めれば、この道理が解らない者達が正法の者を罵ったり、眼を怒らして怨をなすのは元より覚悟の上と決意して、妙法広布に生きることこそ今生の誉れであります。まさに「魔競はずば正法と知るべからず」であります。

我々の折伏は、あくまでも邪義邪宗の害毒によって苦しんでいる人々を救済することが本義であり、したがって折伏においては、時に、こちらの真意が解らず、誤解されたり非難されることは多々ありますが、命を御本尊様に預け、慈悲をもって根気よく破邪顕正の折伏を続けていくことが極めて大事であることを銘記し、一層の折伏行に精進することが肝要であります。

次に「汝實に後世を恐れば身を輕しめ法を重んぜよ。是を以て章安大師云はく『寧ろ身命を喪ふとも教を匿さざれとは、身は軽く法は重し身を死して法を弘めよ』と。此の文の意は身命をばほろぼすとも正法をかくさざれ、其の故は身はかるく法はおもし、身をばころすとも法をば弘めよとなり」と仰せであります。まことに後世を恐れるならば、身命を輕んじて、法を重んじなければならない。このことを、天台大師の弟子である章安大師は「むしろ身命を失うとも教えを匿さざれとは、身は軽く法は重い、身を死しても法を弘めよ」と仰せであります。まさしく、この御文の意は「むしろ身命を失っても、正法を滅ぼしてはならない。その故は、身は軽く法は重い。身を死しても法を弘めよということである」と仰せられているのであります。

大聖人様は『松野殿御返事』に、

「迹門には『我身命を愛せず但無上道を惜しむ』ととき、本門には『自ら身命を惜しまず』ととき、涅槃經には『身は軽く法は重し、身を死して法を弘む』と見えたり。

本迹両門・涅槃經共に身命を捨て、法を弘むべしと見えたり」（同一〇五一〇）

と仰せられ、また『乙御前御消息』には、

「身しん軽きやう法ぽう重じゆう、死し身しん弘ぐ法ぽうとのべて候へば、身は軽ければ人は打ちはり悪にくむとも、法は重ければ必ず弘まるべし」（同八九八）

と仰せであります。

これらの御文意を拝するに、末代の衆生が真の幸せを築くためには、大聖人様の教えを忠実に守り、実践していくことでありますが、なかんずく、ただいまの御文にお示しあそばされているように、「我身命を愛せず但無上道を惜しむ」との御文、ならびに「身は軽く法は重し、身を死して法を弘む」との御文の精神をもって、一天広布を目指して折伏に励むことこそ、最も肝要であろうと思います。

そもそも折伏とは、正法を知らない人々に謗法の恐ろしさと御本仏日蓮大聖人様の教えの偉大さを教えていくことでありまして、これこそ相手を根本から救う最大の慈悲行であります。

故に『守護国家論』には、

「謗とが法の人を見て其の失を顕はさざれば仏弟子に非ず」（同一四五）

と仰せられているのであります。

不幸の最大の原因となる謗法を犯している人々が眼前に多くいるのを見て、知っていながら、その謗法の誤りを指摘しないようでは、大聖人の弟子とは言えません。そこに今、我々が何を差し置いても強いて折伏を行じていかなければならない大事なわけが存しているのであります。

宗門は先に、僧俗一致・異体同心して、第二祖日興上人御生誕七百七十年、法華講員五〇パーセント増の誓願を達成し、宗門挙げて奉祝大法要、さらに奉祝記念法要ならびに達成記念大会を盛大に奉修することができました。

これもひとえに、全国の法華講支部の指導教師ならびに講員の皆様方が異体同心・一致団結して、誓願達成を目指し、昼夜を厭いとわず真剣に折伏に励んでこられた結果であり、皆様方の御奮闘に心から敬意を表するものであります。この勝利の感動と喜びをもって、いよいよ次なる目標である平成三十三年・宗祖日蓮大聖人御聖誕八百年、法華講員八十万人勢構築へ向けて全力を傾注して、必ず誓願を達成し、もって仏祖三宝尊へ御報恩謝徳申し上げられますよう心から願うとともに、皆様方の御健勝とますますの信心倍増を心からお祈り申し上げまして、本日の法話といたします。

『諸法実相抄』にのたまわく、

「末法にして妙法蓮華經の五字を弘めん者は男女はきらふべからず、皆地涌の菩薩の出現あらに非ずんば唱へがたき題目なり。日蓮一人はじめは南無妙法蓮華經と唱へしが、二人三人百人と次第に唱へつたふるなり。未来も又しかるべし。是あに地涌の義ぎに非ずや。剩あまつさへ 広宣流布の時は日本一同に南無妙法蓮華經と唱へん事は大地まとを的とするなるべし。ともかくも法華經に名をたて身をまかせ給ふべし」（同六六六）